

いじめ防止基本方針 R4、4

磐田市立豊田東小学校

1 「いじめ防止」に対する基本方針

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。『いじめ防止対策推進法 第2条』

(2) 本校の基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格に形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめは人間として絶対に許されないものである」「いじめは卑怯な行為である」そして、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という意識をもって、子どもたちはもちろん教職員・保護者・地域が一体となって「いじめの防止」を最重要とし、「早期発見」「いじめに対する措置」に取り組み、「だれもが、楽しい学校生活を送れる」ようにすることをめざしていく。

2 いじめの防止

(1) いじめ防止の基本的な考え方

被害者や・加害者を発見するまでもなく、全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働き掛け、すなわち未然防止の取組を行うことが最も重要である。

子どものストレスを高めないように、ストレスとなるべきものを生み出さないことを心掛ける。

子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められる。学級活動や道徳の時間を活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていくことが重要である。

(2) 具体的な取組

① 居場所づくり・絆づくり

- 集団の一員としての自覚や自信を育む。
- 互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らがづくり出していく。
- 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気をつくり出す。
- コミュニケーション能力の育成をめざす。

※1学期に「人間関係づくりプログラム」の授業の実施

② 道徳教育の充実

- お互いの思いや考えを発表し合い、認め合う話し合い活動を展開する。
- 資料や学習展開を工夫し、「思いやり」「規則の尊重」などの内容項目を大切に扱う。

③ わかる授業の実践

- すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
- 学習意欲の向上、基礎学力の定着を図る。
- 授業中の学習習慣の定着を図る。
- 校内研修と連携し、お互いに公開授業を実践し、生徒指導の観点からも授業を参考にし合う。

○授業中の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動に気を付ける。

④ 計画的な体験活動

○友人関係、集団づくり、社会性の育成をめざした体験活動を計画する。

○児童会活動を活発化し、いじめに対して自分たちの問題としてとらえ、自分たちにできることを主体的に考えて行動できるような活動を計画する。

◎自己有用感を育成する。

3 早期発見

(1) 早期発見の基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

(2) 具体的な取組

① いじめアンケートの実施

○年間2回実施する。（6月、11月）

→特記されたアンケート：9年間保存（生徒指導「いじめ調査ファイル」）

② 個人ノート、生活記録、本読みカードの活用

○日記など、子どもたちの日常の出来事や思い

○本読みカードへの保護者からの一言

4 いじめに対する措置

(1) いじめに対する措置の基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(2) 具体的な取組

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

○遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

○児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

○いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

○発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。

→速やかに関係児童から事情を聞き取り、事実確認を行う。

→事実確認の結果は、市教委に報告する。合わせて、被害・加害児童の保護者に連絡する。

○いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り、所轄警察署と相談して対処する。

※なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

《重大事態対応》

○市教委に重大事態の発生を報告する。

- ・「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等）
- ・「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったとき」

1 重大事態の調査組織の設置

- 運営委員会を中心に、専門家を加え組織する。

2 事実関係を明確にするための調査の実施

- 客観的事実を網羅的に明確にする。

3 いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- 適時・適切な方法で、経過報告をする。
- 個人情報には十分配慮する。

4 調査結果を市教委に報告

- 場合によっては、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書を添える。

5 調査結果を踏まえた必要な措置

② いじめられた児童又はその保護者への支援

- いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。
- 家庭訪問等をし、できるだけ早く保護者に事実関係を伝える。
- プライバシーに留意し、秘密を守ること、さらに必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童の安全を確保し、安心して学校生活を送れるようには配慮する。
- 校内組織での対応を基本とするが、必要に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

③ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。
- いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるようにする。保護者に対する継続的な助言も行う。
- いじめた児童への指導は、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の人格の発達に配慮する。特別の指導計画による指導、出席停止や警察との連携も考慮し、毅然とした対応をする。

④ いじめが起きた集団への働き掛け

- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

⑤ ネット上のいじめへの対応

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- 情報モラル教育を進める。合わせて、保護者にもこれらのことについての理解を求めていく。

5 いじめに対する校内組織

(1) 基本的な考え方

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力できる体制を確立することが重要である。

情報の収集や記録、共有、取組方針の企画立案等、定期的に行う。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、組織として情報を共有し、対応する。また、いじめ事案発生時には、対応を協議するなど、学校が組織的にいじめの問題に取り組むために中核的な役割を担うようにする。

(2) いじめ防止対策委員会

① メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

② 会議内容

- 全校（学年）での取組内容の確認
- 問題傾向のある児童について、現状報告や指導内容等についての情報交換
- 会議・指導内容等の記録を確実に保存し、適切に引き継ぐ

6 その他

(1) 校内研修の充実

- 全ての教職員の共通認識を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

(2) 取組評価アンケート（学校評価の活用）

- 児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

(3) 地域や家庭との連携について

- 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校運営協議会を活用するなど学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。